

徳島県個人情報保護審査会答申第124号

第1 審査会の結論

徳島県知事が行った本件個人情報部分開示決定において非開示とした部分のうち、別表の「左欄のうち、開示すべき部分」欄に記載されている部分については開示すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成30年10月16日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H○年○月○日の私と公用車事故に関する件で県と弁護士と契約した書類等及び伺い書含む」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年10月30日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を「県有車両の事故処理に係る弁護士への委任についての立案文書（平成○年○月○日決裁）（以下「委任文書」という。）」と特定した上で、当該情報が条例第16条第6号口の「交渉等に係る事務に関する情報であって、開示することにより当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため」に該当するとして、一部を非開示とする部分開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年11月14日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和3年3月22日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

枉法行為を確認したため、あるべき書類を出せ。

2 審査請求の理由

条例第20条第1項の規定により次のとおり部分開示と決定したが、県は、本来あるべき書類として、県と弁護士と契約及びそれらに関する伺い等の書類があるはず。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

1 本件決定の理由

- (1) 本件請求において、審査請求人が開示を求めているのは、平成〇年〇月〇日の審査請求人が運転する車両と公用車との事故に関して、実施機関が弁護士と締結した契約書及びその立案文書であると解される。
- (2) 実施機関は、平成〇年〇月〇日に弁護士と委託契約を締結しており、審査請求人は、県と弁護士が契約を締結しているはずと主張するが、実施機関が本件請求を受理した同年10月16日時点では、契約は締結されておらず、保有していなかったものである。
- (3) 以上により、本件請求については、その時点で保有していた委任文書について、委任する理由欄及び別紙を除いて、本件決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、審査請求人が運転する車両と公用車との事故に関して、実施機関が弁護士と締結した契約書及びその立案文書であると解される。

2 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を委任文書と特定し、条例第16条第6号ロに該当するとして一部を非開示としている。また、委任文書のほかに本件請求に係る保有個人情報を保有していないと主張していることから、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 条例第16条第6号ロの該当性について

ア 本号は、県をはじめとする行政機関が行う事務又は事業の適正な遂行を担保する観点から、開示することにより、これらを阻害するおそれがある情報を非開示情報と定めたものである。本号ロにおいては、その例示として「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」のある情報を挙げている。

イ 当審査会において、委任文書を見分したところ、非開示とした情報は、伺いに記載の別紙のタイトル及び委任する理由が記載された別紙であった。当該情報は、交渉又は争訟に係る事務に関する情報であるといえるため、開示することにより当事者としての地位を不当に害するおそれのある情報であると認められる。しかしながら、当該情報のうち別紙1枚目の1事故の概要に記載の事故発生日等は、一方当事者である審査請求人が知り得る立場にあることが明らかであることから、開示することにより、当事者としての地位を不当に害するお

そのある情報とは認められない。また、別紙2枚目のタイトルについて、開示することにより、当事者としての地位を不当に害するおそれのある情報とは認められない。

ウ 以上により、当該情報のうち別紙1枚目の1事故の概要に記載の事故発生日等及び別紙2枚目のタイトルは、条例第16条第6号ロに該当しないことから、開示すべきである。

(2) 委任文書以外の保有個人情報の保有の有無について

ア 実施機関によると、平成〇年〇月〇日に弁護士と委託契約を締結しており、実施機関が本件請求を受理した同年10月16日時点では、契約は締結されておらず、保有していなかったとのことである。

イ 審査請求人は、実施機関と弁護士が契約を締結しているはずと主張しているが、当審査会において、委託契約書を見分したところ、平成〇年〇月〇日に弁護士と委託契約を締結していると認められることから、本件請求を受理した時点において、委託契約書及びその立案文書を保有していないとする実施機関の説明に、特段、不合理な点はない。

ウ 以上により、本件請求に係る保有個人情報について、委任文書と特定し、本件決定を行った実施機関の決定は妥当である。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成30年 6月 7日	諮問
令和 3年12月10日	審議 (第138回審査会)
令和 4年 1月28日	審議 (第139回審査会)

徳島県個人情報保護審査会委員名簿 (五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
篠 原 靖 典	徳島文理大学人間生活学部教授	

竹 原 大 輔	弁護士	会長職務代理者
田 中 里 佳	公認会計士，税理士	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会 長

別表

対象保有個人情報	非開示とした部分	左欄のうち，開示すべき部分	
県有車両の事故処理に係る弁護士への委任についての立案文書 (平成〇年〇月〇日決裁)	2 委任する理由欄	なし	
	別紙	1 枚目	1 事故の概要のうち，事故発生日，事故発生場所，県側，相手方
		2 枚目	タイトル